

返 戻 金 制 度 に つ い て

許可番号 14-ユ-301354
神奈川県横浜市都筑区東方町 293 番地 1
ハセガワ企画ビル 201
株式会社シープラス

< 返戻金制度に関する事項 >

株式会社シープラスの紹介により就職したものが、入社後 3 ヶ月未満で本人都合による退職により、雇用契約を終了した場合、受領した紹介手数料から以下に定める金額を求人者に返還いたします。

- ・ 入社後 1 ヶ月未満に退職した場合、紹介手数料の 8 0 %
- ・ 入社後 1 ヶ月以上 2 ヶ月未満に退職した場合、紹介手数料の 3 0 %
- ・ 入社後 2 ヶ月以上 3 ヶ月未満に退職した場合、紹介料の 2 0 %

ただし、非常勤雇用で採用した場合や、派遣期間を経てから直接雇用に切り替えた場合には、この返戻金制度は適用いたしません。

また、返戻金制度は有料職業紹介契約書により別の定めをする場合がございます。